四　金融機関等が有していた貸付債権等に係る契約についてした保証に基づく求償権及び当該貸付債権等に係る債務を確認事業者に代わって弁済をした場合に有する求償権
五　金融機関等が有している貸付債権等に係る保証債務の履行を請求する権利
六　約束手形、為替手形又は小切手（以下この号において「手形等」という。）による金銭の支払の請求権（当該手形等の振出しの原因たる債権が信用の供与に基づくものであって、受取人が振出人に対して有するものに限る。）及び手形等の裏書（当該裏書の原因たる債権が信用の供与に基づくものに限る。）又は割引が行われた場合であって、当該手形等の不渡りがあったときにおける遡求権（当該手形等の所持人が自己の直接の裏書人に対して有するものに限る。）又は当該割引に係る契約に基づく当該手形等の買戻請求権
七　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権（以下この号において単に「電子記録債権」という。）についての支払の請求権（当該電子記録債権の発生の原因たる債権が信用の供与に基づくものであって、当該発生の時の債権者が債務者に対して有するものに限る。）及び電子記録債権の譲渡（当該譲渡の原因たる債権が信用の供与に基づくものに限る。）又は割引が行われた場合であって、当該電子記録債権の不履行があったときにおける同条第九項に規定する電子記録保証によって生じた債務の履行を請求する権利（当該電子記録債権の債権者が自己に対する譲渡人に対して有するものに限る。）又は当該割引に係る契約に基づく当該電子記録債権の買戻請求権
八　貸付債権及び前各号に掲げる債権に係る利息、手数料並びに不履行による損害賠償又は違約金の請求権

## 第二章　対象債権者の権利の変更に関する手続

### 第一節　総則

（通知等の方法）

**第六条**　法第三条第七項（法第四条第三項及び法第五条第二項において準用する場合を含む。）及び法第六条第一項並びに第十条第二項及び第三項、第十二条第五項第一号イ及び同項第二号イからハまで、第十三条並びに第二十五条の規定による通知並びに法第六条第一項の規定による一時停止の要請は、書面又は電磁的方法により行うものとする。

（通知を受けるべき場所の届出）

**第七条**　対象債権者が対象債権者集会手続における通知を受けるべき場所を届け出たときは、当該対象債権者集会手続において、当該対象債権者に対して書面を送付する方法によってする通知は、当該届出に係る場所においてする。

### 第二節　指定確認調査機関の確認等

（指定確認調査機関の確認）

**第八条**　法第三条第一項の確認の申請は、様式第一による申請書を指定確認調査機関に提出することによって行うものとする。

2　法第三条第一項第三号の経済産業省令で定める基準は、同項の確認を受けようとする事業者（以下この条及び第三十六条において「申請者」という。）が当該確認を受けることについて、貸付債権等一覧表に記載のある貸付債権等（以下この項及び第五項において単に「貸付債権等」という。）の総額のうち五分の一に相当する額以上の貸付債権等を有する一又は複数の金融機関等が異議を述べていないこととする。

3　法第三条第二項第四号の経済産業省令で定める割合は、五分の一（前項の基準に適合する旨の確認に係るものに限る。）とする。

4　法第三条第二項第七号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　申請者が法人であるときは、役員（法第四十六条第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下同じ。）の氏名及び株式又は出資の状況

二　申請者の事業の内容及び状況、営業所又は事務所の名称及び所在地並びに使用人その他の従業員の状況

三　申請者の資産、負債その他の財産の概要

四　申請者が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社である場合は、その旨及び上場している取引所金融商品市場（同条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）の名称

五　法第三条第一項の確認の申請に至った事情

六　貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等との交渉経過の概要その他権利変更議案の可決の見込みを把握するために参考となるべき事項

七　申請者の財産に関してされている他の手続又は処分で申請者に知れているもの

5　法第三条第三項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　金融機関等又はその代理人の電話番号（ファクシミリの番号を含む。）、電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）その他の連絡先（第十一条第二項において「連絡先等」という。）

二　貸付債権等に係る債務を保証する保証人がある場合には、当該保証の内容及び当該保証人の氏名又は名称

三　貸付債権等に係る債務を担保するために自己の財産を担保に供した第三者がある場合には、当該第三者の氏名又は名称

四　貸付債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のある債権であるときは、その旨

五　貸付債権等に関し法第三条第一項の確認の申請の当時訴訟が係属するときは、その訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称並びに事件の表示及び概要

6　法第三条第四項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　申請者の定款（申請者が外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

二　申請者の登記事項証明書（申請者が外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書）

三　法第三条第一項の確認の申請の日前三年以内に法令の規定に基づき作成された申請者の三期分の貸借対照表及び損益計算書

四　法第三条第一項の確認の申請の日前一年間の申請者の資金繰りの実績を明らかにする書面及び確認の申請の日以後六月間の申請者の資金繰りの見込みを明らかにする書面

五　代理人によって申請するときは、その権限を証する書面

六　前各号に掲げるもののほか、申請者の事業又は財産の状況に関する資料その他対象債権者集会手続の円滑な進行を図るために指定確認調査機関が必要と判断する資料

（変更の確認の申請等）

**第九条**　法第四条第一項の規定による変更の確認の申請は、様式第二による申請書に、変更後の権利変更概要書又は貸付債権等一覧表（当該変更に係る部分に限る。第三項において同じ。）を添付して指定確認調査機関に提出することによって行うものとする。

2　法第四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、当該変更により、法第三条第一項の確認に係る権利の変更についての内容（法第四条第一項の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの）が法第三条第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当しないこととなるおそれがあるもの以外のものとする。

3　法第四条第二項の規定による届出は、様式第三による届出書に変更後の権利変更概要書又は貸付債権等一覧表を添付して行うものとする。

4　法第四条第二項ただし書の経済産業省令で定める特に軽微な変更は、権利変更概要書又は貸付債権等一覧表の誤記（法第三条第三項第一号及び第八条第五項第一号に掲げる事項に係るものを除く。）とする。